

## 完全勝利！「労働組合員権利停止処分無効確認請求控訴事件」声明

声 明

2014年（平成26年）7月30日

本日、MK労組所属のJ組合員による「労働組合員権利停止処分無効確認請求控訴事件」控訴審（大阪高等裁判所第8民事部）において、一審に引き続き「棄却」の判決が言い渡された。

至極当然の判決であり、裁判長の公正な判断に敬意を表するものである。

大阪高裁の判断は、一審判決を維持し、さらに、J組合員らから提出された補充主張（控訴審で提出された陳述書など）は「信じられない」「採用できない」「処分が組合規約に反するとはいえない」とその主張のすべてを却下した。

そして、一見組合員による組合批判の体裁をとっているが、実質的には連合体の代表者としての地位に基づき、連合体の利益のために行動したものと認められるとし、

「無期限の権利停止処分における審議条件がおよそ不合理なものとはいえない」とした。この裁判の元となった、

原告J組合員が主張する「①無期限の権利停止処分は許されない②弁明の機会がなく、処分に手続的瑕疵がある③無期限の権利停止処分とされた懲罰理由は存在しない④処分は統制権の濫用である」が、

その本質は、J組合員による「連合体を脱退したことに対する報復として、MK労組の執行役員に対する信頼を貶め、MK労組の内部分裂を図って混乱させるなどして、MK労組の統制を乱し、執行役員を失脚させる目的」によって提起されたものであることは、一審の棄却判決理由の中でも「名誉を毀損するような行為である」と厳しく指弾されている。

具体的な理由もなく、いたずらに裁判を長引かせ、京都市および府下南部に拠点を置く、MK労働組合の活動を妨害した、J組合員の責任は極めて重い。

そもそも、J組合員は、単組の連合体（MK労組は2011.2.28脱退）の代表者である。つまり労働組合の運動家のトップが、裁判制度を悪用し、己の保身のために、MK労組の執行役員に対して3年にわたる執拗な誹謗中傷を繰り返したのである。

大阪高裁の控訴審に至っては、J組合員は期日までに控訴理由書を提出することなく、いたずらに裁判を長引かせ、遂には「求釈明の申立て」「時期に遅れた攻撃防御方法」と反論され、自己が主張する弁明の機会が与えられなかった事と相反し、当事者に課せられた、誠実な民事訴訟の遂行義務に反した行動をとったのである。

MK労働組合が何故このような統制処分をくだしたのかを省みることもせず、J組合員は、ただひたすら報復目的で、具体的な理由もなく控訴したことについて、連合体の代表者として、運動家として、自己の皮相浅薄さを認識するべきである。

「虚偽の事実を根拠に一労働組合の活動を封殺しようとした荒唐無稽な事件」であると、

一審勝利判決を受けてわれわれは声明を発表した。

今般の二審判決を以って、

「MK労働組合の執行部の役員に、個人的な恨みを持ったJ組合員が、己の連合体の代表者の立場を利用し、報復せしめようとして起こした訴えに、司法が鉄槌を下した」顛末であると言えよう。

われわれは本日の大勝利判決を契機として、

組合員の皆さん、そして2年半余の闘いに支援・連帯していただいた弁護団とすべての仲間の皆さんに心から感謝を申し上げますと共に、労働組合に真の民主主義を確立するために更に団結していくことを明らかにし、声明とする。

以上

追記

8/13 の期限を以って、上告受理申し立てが原告よりなされておらず、大阪高裁控訴審の判決が確定となる。

MK労働組合